

# 甲 府 市 公 報

第 1348 号

発行所 甲 府 市 役 所  
 発行人 甲 府 市  
 (毎月 5 日 発行  
 発行定日が休日に当たるときはその翌日)  
 印刷所 サンニチ印刷  
 甲府市北口二丁目 6 番 10 号

## 目 次

### [条 例]

甲府市総合計画審議会条例の一部を改正する条例…………… 3  
 甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償  
 等に関する条例の一部を改正する条例…………… 3  
 甲府市市税条例等の一部を改正する条例…………… 4  
 甲府市印鑑条例の一部を改正する条例…………… 7  
 甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する  
 条例…………… 8  
 甲府市障害者センター条例の一部を改正する条例…………… 8  
 甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正  
 する条例…………… 9  
 甲府市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正  
 する条例…………… 10  
 甲府市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例… 10  
 甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例…………… 11  
 甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関す  
 る条例の一部を改正する条例…………… 12

### [規 則]

甲府市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則…………… 13

### [告 示]

入札告示（6 件）…………… 13  
 都市計画変更の縦覧告示…………… 19  
 景観計画を定めた旨の告示…………… 20  
 甲府市各企業会計の平成 23 年度上半期の業務状況等の  
 公表…………… 20  
 平成 23 年度上半期の財政状況等の公表…………… 20  
 都市計画図書縦覧告示…………… 20  
 開発行為に関する工事の完了公告…………… 20  
 都市計画案の縦覧公告…………… 21  
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告…………… 21  
 入札告示（8 件）…………… 21  
 開発行為に関する工事の完了公告…………… 33  
 国民健康保険料納入通知書公示送達…………… 33  
 道路区域の変更告示…………… 33  
 道路の供用開始告示…………… 34  
 開発行為に関する工事の完了公告（6 件）…………… 34  
 国民健康保険被保険者証無効告示…………… 35

住民票を職権消除した者の公示…………… 36  
 介護保険被保険者証無効告示…………… 36  
 平成 23 年度補正予算の公表（2 件）…………… 36  
 甲府市職員採用試験実施公告…………… 36  
 差押調書（謄本）公示送達…………… 36  
 指定地域密着型サービス事業者の指定公示…………… 37  
 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介  
 護予防サービス事業者の指定公示…………… 37  
 配当計算書（謄本）公示送達（2 件）…………… 37  
 入札告示（3 件）…………… 38  
 介護保険料督促状公示送達…………… 42  
 介護保険料納入通知書・更正通知書公示送達…………… 42  
 開発行為に関する工事の完了公告…………… 43  
 計量器定期検査の実施公示…………… 43  
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告…………… 43  
 開発行為に関する工事の完了公告…………… 44  
 都市計画の縦覧告示…………… 44  
 公の施設に係る指定管理者の指定告示…………… 44  
 国民健康保険料督促状公示送達…………… 45  
 道路区域の変更告示…………… 45

道路の供用開始告示……………	45
開発行為に関する工事の完了公告……………	45

**[選挙管理委員会]**

選挙人名簿登録者総数の3分の1、50分の1及び6分の1の数の告示……………	46
---------------------------------------	----

**[農 業 委 員 会]**

甲府市農業委員会12月定例総会招集公告……………	46
--------------------------	----

**[上 下 水 道 局]**

入札告示（2件）……………	47
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………	50
入札告示（2件）……………	50

**[任 免 辞 令]**

市長事務部局……………	55
-------------	----

## 条例

甲府市総合計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第25号

甲府市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

甲府市総合計画審議会条例（昭和44年10月条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項」を「甲府市自治基本条例（平成19年6月条例第21号）第22条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第26号

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月条例第33号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第10条の2第1項に次の1号を加える。

(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合

第2条 甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

甲府市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第27号

甲府市市税条例等の一部を改正する条例

(甲府市市税条例の一部改正)

第1条 甲府市市税条例(昭和25年8月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「納税義務者」を「納税者、申告納税者、納税義務者」に改め、「特別徴収義務者」の次に「、法第386条に規定する固定資産の所有者若しくは第66条第1項に規定する軽自動車等の所有者等が申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合」を加え、「申告し、又は」を削り、「、正当な」を「正当な」に改め、「申告又は」を削り、「3万円」を「10万円」に改める。

第27条の6を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第27条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第27条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

第29条の3第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第34条の9を次のように改める。

第34条の9 削除

第36条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第67条第1項に次の1号を加える。

(3) 生活保護法の規定により生活扶助を受ける者が所有し、かつ、使用する軽自動車等

第171条第2項中「第349条の3第9項から第11項まで」を「第349条の3第10項から第12項まで」に、「、第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改める。

附則第5条の2第4項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

附則第15条中「第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」を「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」に、「第31項から第33項まで」を「第28項」に改める。

附則第19条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第19条の4 第27条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第23条第1項、附則第25条第1項、附則第26条の3第1項又は附則第26条の5第1項の規定の適用を受けるときは、第27条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第20条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法によ



り当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第26条の2第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第21条第3項第2号中「、附則第19条の3の2第1項及び附則第19条の4」を「及び附則第19条の3の2第1項」に、「第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「第27条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第19条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第22条第3項第2号中「、附則第19条の3の2第1項及び附則第19条の4」を「及び附則第19条の3の2第1項」に、「第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第27条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第19条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第23条第5項第2号中「、附則第19条の3の2第1項及び附則第19条の4」を「及び附則第19条の3の2第1項」に、「第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第23条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第27条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第19条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第25条第3項第2号中「、附則第19条の3の2第1項及び附則第19条の4」を「及び附則第19条の3の2第1項」に、「第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「第27条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第19条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第26条の3第2項第2号中「、附則第19条の3の2第1項及び附則第19条の4」を「及び附則第19条の3の2第1項」に、「第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第26条の3第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「第27条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第19条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第26条の5第2項第2号中「、附則第19条の3の2第1項及び附則第19条の4」を「及び附則第19条の3の2第1項」に、「第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第26条の5第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「第27条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第19条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第26条の6の2第2項第2号中「、附則第19条の3の2第1項及び附則第19条の4」を「及び附則第19条の3の2第1項」に、「第27条の6第

1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 2 6 条の 6 の 2 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段を「第 2 7 条の 6 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 1 9 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 6 条の 6 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第 5 項第 2 号中「、附則第 1 9 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 1 9 条の 4」を「及び附則第 1 9 条の 3 の 2 第 1 項」に、「第 2 7 条の 6 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 2 6 条の 6 の 2 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「第 2 7 条の 6 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 1 9 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 6 条の 6 の 2 第 3 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 3 1 条中「当分の間」を「平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの間」に改める。

第 2 条 甲府市市税条例の一部を次のように改正する。

第 2 7 条の 6 第 1 項中「法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金」の次に「又は所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第 4 1 条の 1 8 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち山梨県県税条例施行規則（昭和 3 6 年山梨県規則第 1 4 号）で定めるところにより山梨県知事が指定した法人又は団体に対するもの」を加える。

（甲府市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 甲府市市税条例の一部を改正する条例（平成 2 0 年 4 月条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 9 項、第 1 6 項及び第 2 1 項中「平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日」を「平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日」に改める。

第 4 条 甲府市市税条例の一部を改正する条例（平成 2 2 年 6 月条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 3 号中「平成 2 5 年 1 月 1 日」を「平成 2 7 年 1 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 4 項中「平成 2 5 年度」を「平成 2 7 年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中甲府市市税条例第 1 2 条第 1 項の改正規定（「納税義務者」を「納税者、申告納税者、納税義務者」に改める部分及び「3 万円」を「1 0 万円」に改める部分に限る。）及び附則第 6 条の規定 公布の日から起算して 2 月を経過した日
- (2) 第 1 条中甲府市市税条例第 6 7 条第 1 項に 1 号を加える改正規定及び第 2 条の規定 平成 2 4 年 4 月 1 日
- (3) 第 1 条中甲府市市税条例附則第 2 0 条の改正規定及び次条第 2 項の規定 平成 2 5 年 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）

第 2 7 条の 6 の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成 2 3 年 1 月 1 日以後に支出する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金について適用する。

2 新条例附則第 2 0 条の規定は、平成 2 5 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第 1 条の規定による改正前の甲府市市税条例附則第 2 0 条第 1 項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成 2 4 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第 3 条 第 2 条の規定による改正後の甲府市市税条例第 2 7 条の 6 の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成 2 3 年 1 月 1 日以後に支出する同条第 1 項に掲げる山梨県知事が指定した法人又は団体に対する寄附金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 2 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 2 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 5 条の 2 第 4 項の規定は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 3 年法律第 3 2 号。以下この項において「改正法」という。）の施行の日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課

すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から改正法の施行の日の前日までの間に新築された同項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第15条の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第37項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。

（罰則に関する経過措置）

第6条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

甲府市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第28号

甲府市印鑑条例の一部を改正する条例

甲府市印鑑条例（昭和56年12月条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第17条第1項中「電子計算組織」を「情報システム」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成23年12月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第29号

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

甲府市障害者センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成23年12月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第30号

甲府市障害者センター条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市障害者センター条例（平成20年9月条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同条第2号中「第5条第13項」を「第5条第14項」に改め、同条第3号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同条第4号中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改める。

第2条 甲府市障害者センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第14項」を「第5条第13項」に改め、同条第3号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改め、同条第4号中「第5条第16項」を「第5条第15項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。



甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

#### 甲府市条例第31号

##### 甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年3月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「とし、その順位は、次に掲げるとおり」を削り、同項各号を削り、同条第4項を削り、同条第3項中「第1項の」を「第2項各号に掲げる」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 災害弔慰金を支給する遺族の順位は、死亡者の死亡当時において、主としてその者の収入により生計を維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にするものとし、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

第4条第5項中「前4項」を「第2項から前項まで」に改め、「同順位の」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 死亡者に係る第2項各号に掲げる遺族のいずれもが存しない場合であって、死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹に対し、災害弔慰金を支給するものとする。この場合における

災害弔慰金の支給の順位は、死亡者の死亡当時において、主としてその者の収入により生計を維持していた兄弟姉妹を先にし、その他の兄弟姉妹を後にする。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第32号

甲府市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(30) 緩和ケア内科

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

甲府市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第33号

甲府市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

甲府市スポーツ振興審議会条例（昭和53年3月条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲府市スポーツ推進審議会条例

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条」に、「甲府市スポーツ振興審議会」を「甲府市スポーツ推進審議会」に改める。

第2条の見出しを「（組織）」に改め、同条第1項を次のように改める。

審議会は、委員10人以内で組織する。

第2条第2項中「調査、審議」を「調査審議」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツ団体の代表者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

第3条第3項中「調査、審議」を「調査審議」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。



別表の43番の項中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改め、同表の44番の項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成23年12月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第34号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表の市営住宅の表中

28	昭南	住吉一丁目3番	簡易耐火構造2階建 1戸 39.6㎡	16戸
30	善光寺ブロック	善光寺三丁目12番9号	簡易耐火構造平家建 1戸 19.8㎡	1戸

を

28	昭南	住吉一丁目3番	簡易耐火構造2階建 1戸 39.6㎡	16戸
----	----	---------	-----------------------	-----

に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月21日

甲府市長 宮島雅展

甲府市条例第35号

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年6月条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 雑則（第34条～第36条）」を「第7章 雑則（第34条～第36条・第38条）」に改める。

第2条第2項に次の2号を加える。

- (3) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (4) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。

第13条第2項中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第2条第1項」を「第2条第4項」に改める。

第15条第1項中「事業活動に伴って生じた一般廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）」を「事業系一般廃棄物」に改める。

第20条第1項中「一般廃棄物」を「家庭系廃棄物」に改め、同条第2項中「一般廃棄物に」を「家庭系廃棄物に」に、「又はごみ処理券を使用し」を「ごみ処理券等を使用して」に改め、「場所」の次に「（以下「収集場所」という。）」を加え、同条第3項中「一般廃棄物」を「家庭系廃棄物」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（収集又は運搬の禁止等）

第20条の2 市及び市の委託を受けた者又は市長が指定した者以外の者は、収集場所に排出された家庭系廃棄物のうち規則で定めるもの（以下「指定排出物」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をしている者又はした者に対し、指定排出物を原状に回復すること又は収集し、若しくは運搬してはならないことを命ずることができる。

本則に次の1章を加える。

#### 第8章 罰則

第37条 第20条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

別表第1中「事業系ごみ」を「事業系一般廃棄物」に、「生活系ごみ」を「家庭系廃棄物」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 規則

甲府市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

### 甲府市規則第25号

甲府市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市印鑑条例施行規則（昭和56年12月規則第67号）の一部を次のように改正する。

第4条中「電子計算組織」を「情報システム」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

甲府市告示第419号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年12月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

### 1 入札対象物品

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 入札番号       | 合併第1号    |
| (2) 物件名        | フロアシート   |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による |
| (6) 予定価格       | 公表しない    |
| (7) 最低制限価格     | 設けない     |

### 2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店または本社を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

### 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年12月1日(木)～平成23年12月12日(月)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号(甲府市役所相生仮本庁舎)  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所  
ア 期間 平成23年12月1日(木)～平成23年12月12日(月)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時  
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号(甲府市役所相生仮本庁舎)  
電話055-237-5194
- 4 入札及び開札の日時及び場所  
(1) 日 時 平成23年12月27日(火) 午後1時30分  
(2) 場 所 甲府市役所相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法  
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法  
甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他  
(1) 入札保証金：免除  
(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しかつ、契約を

- 履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。  
(3) 契約書作成の要否：要  
(4) 仕様説明会は行わない。  
(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第420号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年12月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物品

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| (1) 入札番号       | 第3084号           |
| (2) 物件名        | フロアシート(甲府商業高等学校) |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による         |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による         |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による         |
| (6) 予定価格       | 公表しない            |
| (7) 最低制限価格     | 設けない             |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店または本社を有する者であること。  
(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。  
(4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。  
(5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。  
(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立が



- なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成23年12月1日（木）～平成23年12月12日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所  
ア 期間 平成23年12月1日（木）～平成23年12月12日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時  
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）  
電話055-237-5194
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成23年12月27日（火）午後1時45分
- (2) 場 所 甲府市役所相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法  
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法  
甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他  
(1) 入札保証金：免除

- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第421号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年12月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 入札対象物品
- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 入札番号       | 合併第2号    |
| (2) 物件名        | 演台・花台    |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による |
| (6) 予定価格       | 公表しない    |
| (7) 最低制限価格     | 設けない     |
- 2 入札参加資格  
甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。
- (1) 甲府市内に本店または本社を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年

を経過していること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(7) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年12月1日（木）～平成23年12月12日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）  
電話055-237-5194

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年12月1日（木）～平成23年12月12日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）  
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成23年12月27日（火）午後2時00分

(2) 場 所 甲府市役所相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲

内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第422号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年12月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物品

(1) 入札番号	第3083号
(2) 物件名	演台・花台・講演台（甲府商業高等学校）
(3) 品質・規格・数量など	入札説明書による
(4) 納入期限	入札説明書による
(5) 納入場所	入札説明書による
(6) 予定価格	公表しない
(7) 最低制限価格	設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店または本社を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でない



- こと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成23年12月1日（木）～平成23年12月12日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成23年12月1日（木）～平成23年12月12日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）  
電話055-237-5194
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成23年12月27日（火）午後2時15分
- (2) 場 所 甲府市役所相生仮本庁舎1号館3階入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げる

いずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

- 7 落札者の決定方法  
甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第423号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年12月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 入札対象物品
- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 入札番号       | 第2954号      |
| (2) 物件名        | 避難所用間仕切りセット |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による    |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による    |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による    |
| (6) 予定価格       | 公表しない       |
| (7) 最低制限価格     | 設けない        |
- 2 入札参加資格
- 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。
- (1) 甲府市内に本店または本社を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であ

ってその役員が暴力団員でないこと。

(4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(7) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年12月1日（木）～平成23年12月12日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）  
電話055-237-5194

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年12月1日（木）～平成23年12月12日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）  
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成23年12月27日（火）午後2時30分

(2) 場 所 甲府市役所相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第424号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年12月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物品

(1) 入札番号	第2953号
(2) 物件名	避難所用マット
(3) 品質・規格・数量など	入札説明書による
(4) 納入期限	入札説明書による
(5) 納入場所	入札説明書による
(6) 予定価格	公表しない
(7) 最低制限価格	設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

(1) 甲府市内に本店または本社を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当

- しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成23年12月1日（木）～平成23年12月12日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成23年12月1日（木）～平成23年12月12日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）  
電話055-237-5194
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成23年12月27日（火） 午後2時45分
- (2) 場 所 甲府市役所相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費

税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法  
甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第425号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年12月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 都市計画の種類  
甲府都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 縦覧場所  
甲府市都市建設部計画指導室都市計画課



甲府市告示第426号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により、景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年12月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 景観計画の名称  
甲府市景観計画
- 2 景観計画区域に定める区域  
甲府市全域
- 3 景観計画の効力の発生する日  
平成24年2月1日
- 4 縦覧場所  
甲府市都市建設部計画指導室都市計画課

甲府市告示第427号

地方公営企業法第40条の2の規定に基づき、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計の平成23年度上半期の業務の状況及び甲府市中央卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計の前年度の決算の状況を、甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項により、別紙のとおり公表する。

平成23年12月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第428号

地方自治法第243条の3第1項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計

の平成23年度上半期の財政状況及び甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市老人保健事業特別会計、甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療特別会計の前年度決算状況を、別紙のとおり公表する。

平成23年12月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第429号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年12月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 都市計画の種類  
甲府都市計画道路の変更  
(3・3・3号 太田町蓬沢線)  
(3・4・8号 古府中環状浅原橋線)  
(3・5・2号 幸町伊勢四丁目線)
- 2 縦覧場所  
甲府市 都市建設部 計画指導室 都市計画課

甲府市告示第430号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上阿原町字整理地341番3、398番、399番、400番1から  
400番4まで、401番1、401番3、401番4、401番6  
以上11筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲州市塩山上於曾1195番地  
医療法人恵信会 理事長 横山 宏

甲府市告示第431号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに甲府市に意見書を提出することができる。

平成23年12月5日

甲府市長 宮島 雅 展

1 都市計画の種類

地区計画  
機械金属工業団地（1）地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

3 縦覧場所

甲府市宝二丁目8番19号 甲府市 都市建設部 計画指導室 都市計画課

4 縦覧期間

平成23年12月5日から平成23年12月19日

甲府市告示第432号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月6日

甲府市長 宮島 雅 展

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所  
甲府市増坪町791-1  
甲府市産業部農林振興室農業振興課
- 2 農用地利用集積計画の縦覧期間  
告示の日から2週間

甲府市告示第433号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年12月7日

甲府市長 宮島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 251号
- (2) 工事名 千塚小学校校舎増改築事業に伴うグラウンド整備他工事
- (3) 工事場所 甲府市千塚一丁目2番16号
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 千塚小学校校舎増改築事業に伴うグラウンド整備他工事 一式

・グラウンド舗装（5,560㎡）、校庭内アスファルト舗装（130㎡）  
・擁壁、植栽、縁石、グラウンドポイント、校舎屋上番号表示  
・散水栓（2箇所）  
・解体 一式（擁壁、門柱、樹木、道路アスファルト舗装）  
・周辺道路舗装（368㎡）  
・放課後児童クラブ周辺側溝他（43m）

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 36,920,100円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、

「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。

(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

(3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

### 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年12月7日(水)～平成23年12月16日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年12月7日(水)～平成23年12月16日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成24年1月6日(金) 午前9時

(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に



係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第434号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年12月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 253号
- (2) 工事名 北新小学校校舎改築事業に伴うグラウンド整備工事
- (3) 工事場所 甲府市北新一丁目5番1号
- (4) 工期 平成24年3月30日まで
- (5) 工事概要 北新小学校校舎改築事業に伴うグラウンド整備工事 一式  
・グラウンド舗装(7,950㎡)  
・散水栓(4箇所)

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 49,576,800円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であ

るもの1者。

- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年12月7日(水)～平成23年12月16日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所  
ア 期間 平成23年12月7日(水)～平成23年12月16日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時  
イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成24年1月6日(金) 午前9時5分  
(2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除  
(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付  
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。  
(3) 請負契約書作成の可否：要  
(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第435号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年12月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (建築)252号  
(2) 工事名 千塚小学校校舎増改築事業に伴う防球ネット他工事  
(3) 工事場所 甲府市千塚一丁目2番16号  
(4) 工期 平成24年3月13日まで  
(5) 工事概要 千塚小学校校舎増改築事業に伴う防球ネット他工事 一式  
・防球ネット(H=13m)181m、防砂ネット取付(H=3m)105m  
・バックネット(H=10m)一式  
・新設遊具 一式(ジャングルジム、ブランコ、山型雲梯、のぼり棒、鉄棒、スベリ台、一輪車手摺、砂場)  
(6) 予定価格 26,569,200円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「建築一式」又は「鋼構造物」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「建築一式」の等級が「B」であるもの1者又は「C」であるもの1者若しくは直近の経営事項審査結果通知書の「鋼構造物」の総合評定値(P)が500点以上であるもの1者。  
(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対



象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

### 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年12月7日（水）～平成23年12月16日（金）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

### (4) 申請書の受付期間及び場所

- ア 期間 平成23年12月7日（水）～平成23年12月16日（金）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時

- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年1月6日（金） 午前9時40分  
(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除  
(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付  
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。  
(3) 請負契約書作成の要否：要  
(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。  
(5) 談合の禁止及び談合に対する措置  
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第436号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年12月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

### 1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (建築) 254号
- (2) 工事名 北新小学校校舎改築事業に伴う外構（倉庫・東門他）工事
- (3) 工事場所 甲府市北新一丁目5番1号
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 北新小学校校舎改築事業に伴う外構（倉庫・東門他）工事一式
  - ・擁壁工事（階段共）
  - ・東側門扉工事
  - ・校内舗装、花壇設置
  - ・体育倉庫等設置
- (6) 予定価格 18,309,900円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

### 2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「建築一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「建築一式」の等級が「B」であるもの1者又は「C」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込み

を行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

### 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年12月7日（水）～平成23年12月16日（金）  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

### (4) 申請書の受付期間及び場所

- ア 期 間 平成23年12月7日（水）～平成23年12月16日（金）  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成24年1月6日（金） 午前9時20分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年12月7日

甲府市長 宮島雅展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (建築) 260号
- (2) 工事名 北新小学校校舎改築事業に伴う防球ネット他工事
- (3) 工事場所 甲府市北新一丁目5番1号
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 北新小学校校舎改築事業に伴う防球ネット他工事 一式
  - ・防球ネット (H=10m) 75m、防球ネット (H=6m) 96.5m、防砂ネット (H=3m) 59.1m
  - ・バックネット (H=8m) 一式
  - ・新設遊具 一式 (ジャングルジム、ブランコ、山型雲梯、のぼり棒、鉄棒、スベリ台)
- (6) 予定価格 22,739,850円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「建築一式」又は「鋼構造物」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「建築一式」の等級が「B」であるもの1者又は「C」であるもの1者若しくは直近の経営事項審査結果通知書の「鋼構造物」の総合評定値（P）が500点以上であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認



める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

### 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年12月7日(水)～平成23年12月16日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所  
ア 期 間 平成23年12月7日(水)～平成23年12月16日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時  
イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成24年1月6日(金) 午前9時45分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付  
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置  
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第438号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。



平成23年12月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

### 1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (とび) 247号  
(2) 工事名 甲府市地方卸売市場青果倉庫解体他工事  
(3) 工事場所 甲府市国母六丁目5番1号  
(4) 工期 平成24年3月13日まで  
(5) 工事概要 青果倉庫・下屋・車庫解体 鉄骨造 平屋建 延べ面積  
743.94㎡、アスファルト舗装工事 773㎡  
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。  
(6) 予定価格 10,510,500円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

### 2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「とび」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「とび」の総合評定値(P)が700点以上であるもの1者。  
(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)  
(3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること)がある者1名を対象工事に配置できる者であること。  
なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。  
(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

### 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年12月7日(水)～平成23年12月16日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時  
(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124  
(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。  
(4) 申請書の受付期間及び場所  
ア 期 間 平成23年12月7日(水)～平成23年12月16日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時  
イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成24年1月6日(金) 午前9時25分  
(2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他ののうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第439号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年12月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (舗装) 256号
  - (2) 工事名 舗装工事(市道金塚西(1)線)
  - (3) 工事場所 甲府市千塚三・五丁目地内
  - (4) 工期 平成24年3月13日まで
  - (5) 工事概要 施工延長 L=367.75m、施工幅員 W=12.00m、舗装工 車道舗装工(t=5cm) A=2, 365㎡、車道基層工(t=5cm) A=2, 365㎡、歩道舗装工(t=3cm) A=1, 039㎡
- なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 21,871,500円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「舗装」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「舗装」の総合評定値(P)が650点以上であるもの1者。
  - (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
  - (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること)がある者1名を対象工事に配置できる者であること。
- なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
  - (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

### 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年12月7日(水)～平成23年12月16日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

### (4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年12月7日(水)～平成23年12月16日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成24年1月6日(金) 午前9時30分

(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第440号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年12月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

### 1 入札対象工事

(1) 入札番号 (防水)248号

(2) 工事名 南西公民館屋上防水他改修工事

(3) 工事場所 甲府市国母六丁目4番2号



- (4) 工期 平成24年3月13日まで  
(5) 工事概要 塩ビシート防水(遮熱シート t=2.0、断熱材 t=5.0)  
551.9㎡、ウレタン塗膜防水 16.9㎡、外壁塗装  
524.1㎡、他一式  
(6) 予定価格 12,303,900円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「防水」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「防水」の総合評定値(P)が500点以上であるもの者。  
(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)  
(3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること)がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。  
(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。  
(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。  
(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

## 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年12月7日(水)～平成23年12月16日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時  
(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124  
(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

## (4) 申請書の受付期間及び場所

- ア 期間 平成23年12月7日(水)～平成23年12月16日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時  
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

## 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年1月6日(金) 午前9時35分  
(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

## 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

## 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。



8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第441号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月7日

甲府市長 宮島雅展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市国玉町字五本杉368番1  
以上1筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上石田二丁目30番38号  
グランヴィ上石田217号  
若尾 和成

甲府市告示第442号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵

送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年12月9日

甲府市長 宮島雅展

1 書類名	甲府市国民健康保険料納入通知書
2 発送日	平成23年11月1日
3 項目	平成23年度国民健康保険料5期～9期分
4 納期限	平成23年11月30日 (納期限を平成24年1月4日に再指定) 平成24年1月4日 平成24年1月31日 平成24年2月29日 平成24年4月2日
5 納付場所	甲府市指定金融機関 甲府市収納代理金融機関 ㈱ゆうちょ銀行・郵便局 甲府市税務部収納管理室収納課 甲府市市民生活部市民生活総室国民健康保険課 総合行政窓口センター
6 納付義務者	別紙のとおり（4件）

(別紙省略)

甲府市告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成23年12月25日まで一般の縦覧に供する。

平成23年12月12日

甲府市長 宮島雅展

1 道路の種類	市道
2 路線番号	184
3 路線名	東六条通り線
4 道路の区域	

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市朝氣三丁目488番1地先から 甲府市朝氣三丁目487番4地先まで	6.70～ 6.70	4.0
新	甲府市朝氣三丁目488番1地先から 甲府市朝氣三丁目487番4地先まで	6.70～ 11.70	4.0

甲府市告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成23年12月25日まで一般の縦覧に供する。

平成23年12月12日

甲府市長 宮島雅展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	東六条通り線	甲府市朝氣三丁目488番1地先から 甲府市朝氣三丁目487番4地先まで	4.0	平成23年 12月12日

甲府市告示第445号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月12日

甲府市長 宮島雅展

- 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市増坪町字チクヤ 445番6、447番3、457番1、  
457番3、463番7、470番5、470番8  
以上7筆
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
笛吹市石和町四日市場2257番地1

株式会社 ルピナス  
代表取締役 荻原ますみ

甲府市告示第446号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月13日

甲府市長 宮島雅展

- 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市下鍛冶屋町字西河原900番3、900番4、900番6、901番4から901番9まで、902番1、902番3から902番13番まで、  
909番2から909番4まで、  
甲府市下鍛冶屋町字内ク祢902番2、902番14、902番15  
以上27筆及び道
- 公共施設の種類、位置  

公共施設の種類	道路・公園・下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市小瀬町8番地  
西東京興業株式会社  
代表取締役 中沢健次

(別添図省略)

甲府市告示第447号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月13日

甲府市長 宮島雅展

- 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市下今井町字出倉田3番5、3番7から3番20まで

以上15筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、公園
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市長塚226番地5  
株式会社協栄ホーム  
代表取締役 篠原 勉

(別添図省略)

甲府市告示第448号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月13日

甲府市長 宮島 雅展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市東下条町字西河原117番、118番1、118番2、120番  
以上4筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市緑が丘二丁目13番6号  
芦澤 俊行

甲府市告示第449号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月13日

甲府市長 宮島 雅展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市里吉二丁目272番1、272番5から272番8まで  
以上5筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市高畑一丁目1番17号  
甲府住販株式会社  
代表取締役 小笠原 雄司

甲府市告示第450号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月13日

甲府市長 宮島 雅展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市富竹三丁目55番3、55番4、60番3から60番6まで、66番2、68番1、68番3から68番10まで、70番1、70番3から70番11まで  
以上26筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路・水路・下水道・ゴミ置場
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市古上条町11番地1  
有限会社明和ホーム  
代表取締役 依田 由紀夫

(別添図省略)

甲府市告示第451号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則(昭和35年11月規則第52号)第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成23年12月14日

甲府市長 宮島 雅展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証  
2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり  
(別紙省略)

甲府市告示第452号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成23年12月14日

甲府市長 宮 島 雅 展  
(別紙省略)

甲府市告示第453号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成23年12月15日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 介護保険被保険者証  
2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり  
(別紙省略)

甲府市告示第454号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成23年12月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成23年12月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 平成23年度甲府市一般会計補正予算（第6号）  
2 平成23年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）  
3 平成23年度甲府市病院事業会計補正予算（第3号）  
4 平成23年度甲府市下水道事業会計補正予算（第1号）

平成23年12月15日 原案可決

(別紙省略)

甲府市告示第455号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成23年12月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成23年12月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 平成23年度甲府市一般会計補正予算（第5号）  
2 平成23年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
3 平成23年度甲府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）  
4 平成23年度甲府市病院事業会計補正予算（第2号）

平成23年11月30日 原案可決

(別紙省略)

甲府市告示第456号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成23年12月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第457号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年12月16日

甲府市長 宮 島 雅 展



- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| 1 書類名       | 差押調書（謄本） 税発第1532号 |
| 2 発送日       | 平成23年11月30日       |
| 3 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次             |
| 4 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課  |

甲府市告示第458号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成23年12月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 介護保険事業所番号 | 1990100362                                    |
| 2 事業所の名称    | 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所コスモ・アンシア             |
| 3 事業所の所在地   | 甲府市相生3丁目3番14号                                 |
| 4 当該事業所の申請者 | 甲府市下向山町1280番地1<br>社会福祉法人 いきいき倶楽部<br>理事長 代長 一雄 |
| 5 サービスの種類   | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護                          |
| 6 指定年月日     | 平成23年12月19日                                   |

甲府市告示第459号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び第54条の2第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示する。

平成23年12月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 1 介護保険事業所番号 | 1990100354                        |
| 2 事業所の名称    | 指定認知症対応型通所介護（介護予防通所介護）事業所コスモ・アンシア |

- |             |   |
|-------------|---|
| 3 事業所の所在地   | 甲府市相生3丁目3番14号                                 |
| 4 当該事業所の申請者 | 甲府市下向山町1280番地1<br>社会福祉法人 いきいき倶楽部<br>理事長 代長 一雄 |
| 5 サービスの種類   | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護                  |
| 6 指定年月日     | 平成23年12月19日                                   |

甲府市告示第460号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年12月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名       | 配当計算書（謄本） 税発第1654号 |
| 2 発送日       | 平成23年12月9日         |
| 3 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次              |
| 4 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課   |

甲府市告示第461号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年12月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |       |                    |
|-------|--------------------|
| 1 書類名 | 配当計算書（謄本） 税発第1653号 |
| 2 発送日 | 平成23年11月30日        |

- 3 送達を受けるべき者 廣瀬 伸次  
4 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第462号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年12月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 281号  
(2) 工事名 笛南中学校校舎改築・屋内運動場増改築事業に伴うグラウンド整備工事  
(3) 工事場所 甲府市下曾根町270番地  
(4) 工期 平成24年3月13日まで  
(5) 工事概要 笛南中学校校舎改築・屋内運動場増改築事業に伴うグラウンド整備工事 一式  
・グラウンド舗装(5,828㎡)  
・散水栓(4箇所)  
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。  
(6) 予定価格 31,821,300円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

- 甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事ににかかる入札参加資格の確認を受けた者。
- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。  
(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。  
(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。  
(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。  
(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年12月21日(水)～平成24年1月6日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)  
午前9時～午後5時  
(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124  
(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。  
(4) 申請書の受付期間及び場所  
ア 期間 平成23年12月21日(水)～平成24年1月6日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)  
午前9時～午後5時  
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年1月23日(月) 午前9時10分  
(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除  
(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付  
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。  
(3) 請負契約書作成の要否：要  
(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。  
(5) 談合の禁止及び談合に対する措置  
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談

合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

- (6) 現場説明会は行わない。  
(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第463号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年12月21日

甲府市長 宮島雅展

#### 1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (建築)278号  
(2) 工事名 笛南中学校校舎改築事業に伴う外構工事  
(3) 工事場所 甲府市下曾根町270番地  
(4) 工期 平成24年3月13日まで  
(5) 工事概要 笛南中学校校舎改築事業に伴う外構工事 一式

- ・V S側溝設置 66m
- ・アスファルト舗装 1,925㎡
- ・フェンス設置 162m
- ・既存校門改修 1箇所 他一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 19,787,250円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

#### 2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「建築一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「建築一式」の等級が「B」であるもの1者又は「C」であるもの1者。  
(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対



象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

### 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年12月21日（水）～平成24年1月6日（金）  
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所  
ア 期間 平成23年12月21日（水）～平成24年1月6日（金）  
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）  
午前9時～午後5時  
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年1月23日（月） 午前9時15分  
(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談



合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第464号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年12月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

#### 1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (建築) 279号  
(2) 工事名 笛南中学校屋内運動場増改築事業に伴う外構工事  
(3) 工事場所 甲府市下曾根町270番地  
(4) 工期 平成24年3月13日まで  
(5) 工事概要 笛南中学校屋内運動場増改築事業に伴う外構工事 一式  
・V S側溝設置 18m  
・フェンス設置 194m  
・アスファルト舗装 1,818㎡  
・倉庫移設及び補修等 一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 11,120,550円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

#### 2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「建築一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「建築一式」の等級が「C」であるもの1者又は「D」であるもの1者。  
(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対

象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。  
(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。  
(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。  
(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

#### 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年12月21日（水）～平成24年1月6日（金）  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。)  
午前9時～午後5時  
(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124  
(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。  
(4) 申請書の受付期間及び場所  
ア 期 間 平成23年12月21日（水）～平成24年1月6日（金）  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。)  
午前9時～午後5時  
イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成24年1月23日(月) 午前9時20分  
(2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談

合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第465号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年12月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 書類名・発送日   | 平成23年度介護保険料4期督促状<br>平成23年11月30日発送  |
| 2 納付場所      | 甲府市指定金融機関<br>甲府市収納代理金融機関<br>ゆうちょ銀行・郵便局<br>甲府市税務部収納管理室収納課<br>甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課<br>各総合行政窓口センター |
| 4 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり   |
| 5 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室収納課   |

(別紙省略)

甲府市告示第466号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年12月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 甲府市介護保険料納入通知書・更正通知書  
 2 発送日 平成23年11月14日・12月13日  
 3 項目 平成23年度介護保険料4期・6期～9期分  
 4 納期限 平成23年10月31日 平成24年1月4日  
 平成24年1月31日 平成24年2月29日  
 平成24年4月2日  
 5 納付場所 甲府市指定金融機関  
 甲府市収納代理金融機関  
 ゆうちょ銀行  
 甲府市指定コンビニエンスストア  
 甲府市税務部収納管理室収納課  
 甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課  
 甲府市総合行政窓口センター  
 6 送達を受けるべき者 別紙のとおり  
 7 保管場所 甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課  
 (別紙省略)

甲府市告示第467号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
 甲府市上町字天屋126番1、126番3から126番10まで  
 以上9筆  
 2 公共施設の種類、位置
- |         |         |
|---------|---------|
| 公共施設の種類 | 道路・ゴミ置場 |
| 位置及び区域  | 別添図のとおり |
- (開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)  
 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 甲府市飯田四丁目1番21号  
 株式会社ディー・プラン  
 代表取締役 高 城 正 男  
 (別添図省略)

甲府市告示第468号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、玉諸、甲運地区の平成23年度特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、計量法第21条第2項の規定により公示する。

平成23年12月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 検査日程

実施期日	受付時間	検査場所	対象区域
1月27日 (金)	10:00~12:00 13:00~15:00	J A 甲府市 玉諸支所	玉諸地区
1月30日 (月)	10:00~12:00	J A 甲府市 東地区 経済センター	甲運地区
1月31日 (火)	13:00~15:00		

2 検査対象特定計量器 質量計

甲府市告示第469号

公募型企画提案方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成23年12月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 業務名  
 甲府市ひとり親家庭在宅就業支援事業業務委託  
 2 業務概要  
 子供の養育と生計の維持を一人で行わなければならないひとり親を対象に、家庭と仕事の両立を図りやすく、就労しやすい形態であるITを活用した在宅就業者を育成することを目的に、民間の豊富な技術を背景に、より優れた訓練を実施するため企画提案方式により受託事業者を公募する。  
 3 履行期間  
 契約締結の日から平成25年3月31日まで  
 4 応募資格要件  
 本企画提案に応募できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくはその統制の元にある団体でないこと。
- ④ 甲府市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案申込書等の提出期限及び提出場所  
甲府市ホームページ掲載の、甲府市ひとり親家庭在宅就業支援事業業務委託に係る企画提案募集要領を参照

6 問合せ先  
甲府市役所 福祉部 子ども家庭支援室 児童育成課  
山梨県甲府市相生2丁目17番1号 相生仮本庁舎3号館  
電話 番号 055-237-5674（直通）  
FAX 番号 055-236-2117  
メールアドレス [jiikusei@city.kofu.lg.jp](mailto:jiikusei@city.kofu.lg.jp)

7 その他  
企画提案申込書（様式1）、参加申込に関する質問書（様式2）、企画提案者概要（様式3）、業務処理体制概要（様式4）及び申立書（様式5）は、甲府市ホームページからダウンロードしたものを使用すること。

甲府市告示第470号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月27日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市千塚一丁目71番1から71番9まで、83番4、84番3、454番3から454番5まで  
以上14筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都台東区東上野四丁目27番3号  
東京セキスイハイム株式会社  
代表取締役社長 渡辺 博行

（別添図省略）

甲府市告示第471号

都市計画法（昭和43年法律第100号）法第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年12月27日

甲府市長 宮島雅展

- 1 都市計画の種類  
地区計画  
機械金属工業団地（1）地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 縦覧場所  
甲府市都市建設部計画指導室都市計画課

甲府市告示第472号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条第1項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成23年12月27日

甲府市長 宮島雅展

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市地方卸売市場	甲府市国母六丁目5番1号 甲府市地方卸売市場協会	平成24年4月1日から 平成27年3月31日まで



甲府市告示第473号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年12月28日

甲府市長 宮島雅展

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 書類名       | 平成23年度国民健康保険料第1～4期督促状<br>平成22年度国民健康保険料第7～9期督促状  |
| 2 発送日       | 平成23年8月31日 平成23年9月30日<br>平成23年10月31日 平成23年11月30日<br>平成23年2月28日 平成23年3月28日<br>平成23年4月28日       |
| 3 納付場所      | 甲府市指定金融機関 甲府市収納代理金融機関<br>ゆうちょ銀行・郵便局<br>甲府市税務部収納管理室収納課<br>甲府市市民生活部市民生活総室国民健康保険課<br>各総合行政窓口センター |
| 4 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり  |
| 5 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室収納課  |

(別紙省略)

甲府市告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成24年1月10日まで一般の縦覧に供する。

平成23年12月28日

甲府市長 宮島雅展

- |         |         |
|---------|---------|
| 1 道路の種類 | 市道      |
| 2 路線番号  | 709     |
| 3 路線名   | 荒川左岸1号線 |

4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市飯田五丁目637番1地先から 甲府市宝二丁目1099番12地先まで	6.50～ 9.50	69.0
	甲府市飯田五丁目637番1地先から 甲府市宝二丁目1099番11地先まで	17.20～ 19.60	111.0

甲府市告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成24年1月10日まで一般の縦覧に供する。

平成23年12月28日

甲府市長 宮島雅展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	荒川左岸 1号線	甲府市飯田五丁目637番1地先から 甲府市宝二丁目1099番11地先まで	111.0	平成23年 12月28日

甲府市告示第476号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月28日

甲府市長 宮島雅展

- 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市上町字天屋103番1  
以上1筆
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市上町1478番地1  
橋田保之

## 選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第108号

平成23年12月1日現在の選挙人名簿について、地方自治法第76条、第80条、第81条、第86条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙人名簿に登録されている者の総数の1/3の数及び地方自治法第74条、第75条に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項、第4条の2第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成23年12月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 山田 泰良

- |   |        |         |
|---|--------|---------|
| 1 | 1/3の数  | 52,633人 |
| 2 | 1/50の数 | 3,158人  |
| 3 | 1/6の数  | 26,317人 |

## 農業委員会

甲府市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会12月定例総会を、平成23年12月26日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成23年12月22日

甲府市農業委員会会長 塩野 陽一

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成24年1月告示分農用地利用集積計画について

# 上下水道局

甲府市上下水道局告示第72号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年12月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

## 1 入札対象工事

- (1) 入札番号 合併（土木）30号  
(2) 工事名 ①雨水渠工事（23-2）  
②（雨-1）配水管布設替工事（23-2）  
(3) 工事場所 甲府市元紺屋町地内外  
(4) 工期 平成24年5月31日まで  
(5) 工事概要 ①自由勾配側溝（300型）L=96.4m、自由勾配側溝（300型・横断用）L=6.9m、雨水管布設工（φ150VP）L=9.0m、付帯工 一式  
②RRVP（φ75）L=3.5m、RRVP（φ50）L=69.5m、仕切弁（φ75）1基、水抜栓（φ25）1基、臨給工 一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 10,999,800円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、入札参加資格「土木一式」の等級が「B」であるもの1者又は「C」であるもの1者。  
(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対

象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。  
(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。  
(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。  
(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

## 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年12月7日（水）～平成23年12月16日（金）  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時  
(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124  
(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。  
(4) 申請書等の受付期間及び場所  
ア 期間 平成23年12月7日（水）～平成23年12月16日（金）  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時  
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年1月6日(金) 午前9時10分  
(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第6号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除  
(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付  
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。  
(3) 請負契約書作成の要否：要  
(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。  
(5) 談合の禁止及び談合に対する措置  
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することが

あり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

- (6) 現場説明会は行わない。  
(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第73号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第6号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年12月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木)120013号  
(2) 工事名 (配中-102)配水管布設工事  
(3) 工事場所 甲府市下曾根町地内(笛南中学校の北東)  
(4) 工期 平成24年5月31日まで  
(5) 工事概要 DIP.NS(φ100)L=267m、DIP.K(φ100)L=1.3m、仕切弁.NS(φ100)6基  
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。  
(6) 予定価格 13,700,400円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

- 甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。  
(1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、入札参加資格「土木一式」の等級が「B」であるもの1者又は「C」であるもの1者。  
(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)



(3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。

(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

### 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年12月7日(水)～平成23年12月16日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年12月7日(水)～平成23年12月16日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成24年1月6日(金) 午前9時15分

(2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

### 7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第74号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成23年12月20日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

- 1 業務名  
平瀬浄水場中央監視システム夜間休日運転管理等業務
- 2 業務概要  
甲府市上下水道局平瀬浄水場の中央監視システム運転操作監視、施設点検及び水質管理業務
- 3 履行場所  
甲府市平瀬町437番地3 甲府市上下水道局 平瀬浄水場
- 4 委託契約期間及び方法
  - (1) 契約期間  
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで。
  - (2) 契約方法  
甲府市上下水道局管理規定第24号「甲府市上下水道事業管理者の所管に係る長期継続契約を締結することができる規程」による長期継続契約とする。
- 5 参加資格  
本企画提案に参加できる者は、企業及び共同企業体とし、以下の全ての条件を満たす者とする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
  - (5) 甲府市上下水道局入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
  - (6) 甲府市上下水道局及び甲府市から指名停止を受けている者でないこと。

(7) 水源として河川の表流水を利用する、施設能力100,000 m<sup>3</sup>/日以上国内の浄水場（水道事業又は水道用水供給事業に係るもの。）において、運転管理業務を元請として事故無く1年を超えて受託した実績を有する者であること。なお、共同企業体による実績の場合は、代表構成員である時のものに限る。

6 手続等

- (1) 企画提案実施要領等の配付  
企画提案実施要領、仕様書、選考基準は甲府市上下水道局のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。なお、甲府市上下水道局工務部みず管理室浄水管理課においても配付する。  
(ホームページ：<http://www.water.kofu.yamanashi.jp/>)
- (2) 参加申込書及び企画提案書の提出方法  
参加申込書及び企画提案書の提出方法、提出期限及び提出場所については、企画提案実施要領を参照すること。

7 問い合わせ先

甲府市上下水道局 工務部みず管理室浄水管理課 【平瀬浄水場内】  
山梨県甲府市平瀬町437番地3  
電 話 055-251-8111 FAX 055-251-8127

甲府市上下水道局告示第75号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札（総合評価落札方式）を執行する。

平成23年12月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 合併（土木）31号
- (2) 工事名 ①濁川東一処理分区下水道管布設工事（第1工区）  
②（下甲-14）配水管布設替工事（濁川東一処理分区・第1工区）
- (3) 工事場所 甲府市和戸町・横根町地内
- (4) 工期 平成25年1月31日まで
- (5) 工事概要 ①リブ付塩ビ管布設工（φ200）L=663.05m、塩ビ管布設工（φ150）L=36.50m、人孔設置工（1号）12箇所、人孔設置工（小型）3箇所、人孔設置工（点検口）4箇所、公設樹設置工 31箇所、付帯工 一式

②DIP. NS (φ100) L=172m、DIP. NS (φ75) L=4.5m、RRVP (φ75) L=3m、仕切弁. NS (φ100) 2基、仕切弁. NS (φ75) 1基、泥吐弁 (φ50) 1基、臨給工 一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 予定価格 76,316,100円

(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術等審査確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型（I））の工事である。

## 2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

(1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以後に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市上下水道局における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者。

(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

(3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

(4) 対象工事に対する工程表が適正であること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契

約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

## 3 総合評価に関する事項

### (1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2) 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。（入札を辞退した者については、技術評価を行わない。）

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

(1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

(2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

### (2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3) 評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点 = (個々の「評価点数」の合計値 / 「評価点数」の合計値の最高点数) × 工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」



と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \} \times 100,000,000$$

(3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年12月21日(水)～平成24年1月6日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年12月21日(水)～平成24年1月6日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

5 入札手続等

(1) ア 入札日時 平成24年1月23日(月) 午前9時  
イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

(2) ア 開札日時 平成24年2月1日(水) 午前9時  
イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、開札場所等については変更する場合がある。

(3) ア 落札者決定日 平成24年2月2日(木)  
ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成24年1月26日(木)に、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)で公表する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第76号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札(総合評価落札方式)を執行する。

平成23年12月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 合併（土木）32号
- (2) 工事名 ①濁川東一処理分区下水道管布設工事（第4工区）  
②（下甲-16）配水管布設替工事（濁川東一処理分区・第4工区）
- (3) 工事場所 甲府市向町・和戸町地内
- (4) 工期 ①平成25年1月30日まで  
②平成24年4月25日まで
- (5) 工事概要 ①リブ付塩ビ管布設工（φ200）L=721.6m、人孔設置工（1号）16箇所、人孔設置工（小型）6箇所、公設樹設置工 21箇所、付帯工 一式  
②DIP.K（φ100）L=2m

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 81,251,100円  
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術等審査確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型（I））の工事である。

## 2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以後に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市上下水道局における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 対象工事に対する工程表が適正であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

## 3 総合評価に関する事項

### (1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2) 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。（入札を辞退した者については、技術評価を行わない。）

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

(1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

(2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

### (2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3) 評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点

数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点 = (個々の「評価点数」の合計値 / 「評価点数」の合計値の最高点数) × 工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値 = { (標準点 + 加算点) / 入札価格 } × 100,000,000

### (3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

## 4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年12月21日(水)～平成24年1月6日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

### (4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年12月21日(水)～平成24年1月6日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

## 5 入札手続等

(1) ア 入札日時 平成24年1月23日(月) 午前9時5分

イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室

甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

(2) ア 開札日時 平成24年2月1日(水) 午前9時5分

イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室

甲府市相生二丁目17番1号

ただし、開札場所等については変更する場合がある。

(3) ア 落札者決定日 平成24年2月2日(木)

ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

## 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

## 8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成24年1月26日(木)に、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)で公表する。

## 9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。



## 任免辞令

(市長事務部局)

甲府市公平委員会委員に選任する  
尾 方 恵  
発 令 日 平成23年12月24日

市立甲府病院 診療部 科部長 佐 藤 公  
市立甲府病院 診療部 科長 赤 池 英 憲  
病院事務局 病院事務総室 医事課 主事 丹 沢 和 仁  
退職を承認する  
発 令 日 平成23年12月31日

--	--